

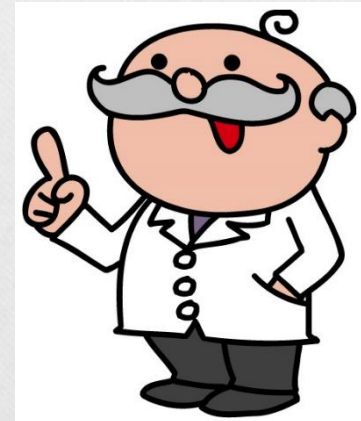
施設基準あり

A219 療養環境加算



2014年度診療報酬改定のポイント

◆測定法が明確にされました！



施設基準あり

A219

療養環境加算

療養環境加算 25点（1日につき）



入院期間中、限度なく毎日算定できますよ。

A219

療養環境加算

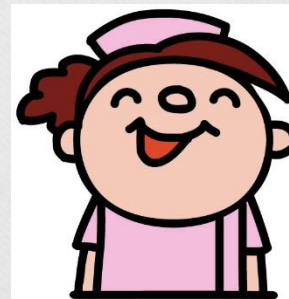
施設基準

施設要件1

2014年改定で明記されました！

- 病棟単位
- 病室に係る病床面積が、**内法による測定で、1病床当たり8㎡以上**
 - ※当該病棟内に1病床当たり6.4㎡未満の病室がある場合には算定できない。
- 病室内に付属している浴室・便所等の面積
- ×病棟内の診察室、廊下、手術室等、病室以外の面積
- ×特別の療養環境の提供に係る病床
- ×特定入院料を算定している病床・病室
- 医師・看護要員の数は、医療法に定める標準を満たしている。

計算方法は次のページを見てね！



A219

療養環境加算

施設基準

施設要件2

- 1 病床当たり面積は、医療法上の許可等を受けた病床に係る病室（特別の療養環境の提供に係る病室を除く）の総床面積を当該病床数（特別の療養環境の提供に係る病室に係る病床を除く）で除して得た面積

計算式

病床に係る病室の総床面積

当該病床数

$\geq 8\text{m}^2$

A219

療養環境加算

施設基準

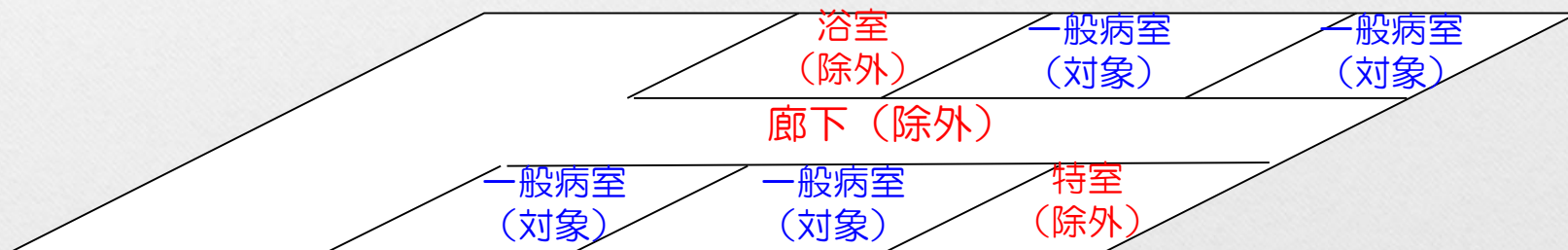
【面積入る区域、除外区域】

◆含まれる区域（青文字の部分）

- ・1床当たりの平均床面積が8㎡以上である病室（青文字の部分）

◆含まれない区域（赤文字の部分）

- ×病室に含まれない「浴室」「廊下」「便所」
- ×特室（差額室）



※病棟内に「6.4㎡未満」の病床がある場合は、当該病棟では算定不可×

施設基準あり

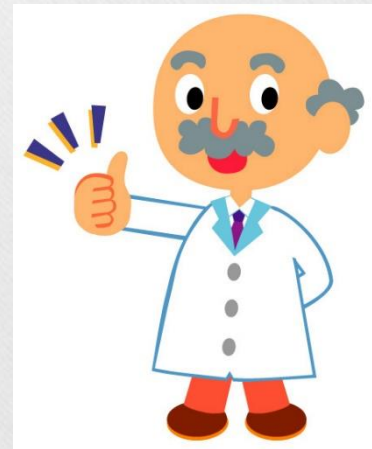
A219

療養環境加算のポイント



●内法の規定の適用は、平成27年4月1日からです。

●平成26年3月31日に届出を行っている場合は、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、内法の規定を満たしているものとみなされます！



A219

療養環境加算

施設基準あり

疑義解釈等（2014年診療報酬改定以降）

通知日	Q	A
その1 26.3.31	内法の義務化について、既に壁芯による工事が完了している場合や、壁芯による設計又は工事に着手している場合であって、平成26年4月1日以降に届け出ることとなった場合であっても、平成27年4月からは内法が義務化されるのか。	<ul style="list-style-type: none">・壁芯による工事が完了している場合・壁芯による設計又は工事に着手している場合 であって、平成27年3月31日までに届け出たものについては、増築又は全面的な改築を実施するまでの間は、内法は免除される。

